

不利益処分の処分基準（個票）

管理 No.	i081
--------	------

所管部署：環境部廃棄物対策課
(産業廃棄物対策係 / 内線:71-2226)

根拠区分	法律・条例	
処分の名称	産業廃棄物処理施設の改善命令、使用停止命令	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)
	根拠規定条項	15の2の7-
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)</p> <p>「行政処分の指針について（通知）」 (平成25年環廃産発第1303299号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)</p> <p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3に係る法定受託事務に関する処理基準について（通知）」(以下「処理基準について」という。) (平成23年環廃産発第110310002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策部長通知)</p>
	基準規定条項	法第15条の2の7第1項第1号～4号
	処分基準	<p>「第4 産業廃棄物処施設使用の停止及び設置許可の取消し等」に、要件や手続き等を示す。(「行政処分の指針について（通知）」に定めるところによる。)</p> <p>処分内容等、処理の基準について示す。(「処理基準について」に定めるところによる。)</p>
行政手続法(条例) 第13条適用関係	弁明の機会の付与	
本票の作成日	平成 年 月 日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

処分基準(裏面追加)

	基準内容
処分基準等 補足	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 15の2の7-</p> <p>(改善命令等)</p> <p>第十五条の二の七 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、産業廃棄物処理施設の設置者に対し、期限を定めて当該産業廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該産業廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。</p> <p>一 第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が第十五条の二第一項第一号若しくは第十五条の二の三第一項に規定する技術上の基準又は当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五条第二項の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画（これらの計画について前条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの）に適合していないと認めるとき。</p> <p>二 産業廃棄物処理施設の設置者の能力が第十五条の二第一項第三号に規定する環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき。</p> <p>三 産業廃棄物処理施設の設置者が違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。</p> <p>四 産業廃棄物処理施設の設置者が第十五条の二第四項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。</p>